

～地域で人が集い、

交流する活動を応援します～

令和6年度版

戸塚区地域の居場所づくり補助金

地域住民が交流し、区民が主体となっていく居場所の活動を支援



1年目上限
25万円
補助

対象となる団体の主な要件

- ・事業拠点が戸塚区内にある
- ・構成員が5人以上かつ半数以上が戸塚区内に在住等している
- ・継続的な取組を行えることが認められる 他

主な補助対象経費

- ・物品購入費 ・印刷製本費 ・光熱水費、燃料費
- ・修繕費 ・通信運搬費 ・使用料及び賃借料 他

補助金額

- ・単年度を原則に、各年の次の金額を上限に、予算の範囲内で補助対象経費の10分の9を限度に補助
- ※補助金額は、予算の範囲内で決定されます。

1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
25万円	25万円	20万円	15万円	10万円

募集期間

- ・令和6年4月1日(月) から 令和6年5月31日(金)まで



戸塚区のマスコット ウナシー

《お問合せ》

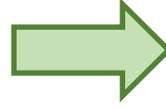
戸塚区 区政推進課 地域力推進担当

〒244-0003 戸塚区戸塚町16-17 戸塚区総合庁舎9階93番窓口

電話番号:045-866-8328 ファクス:045-862-3054 メール:to-chiikiryouku@city.yokohama.jp

補助対象事業の例

地域の居場所の家賃に活用
地域の居場所に講師を呼んでお菓子作り教室等を実施



地域の居場所を知ってもらうため、案内パンフレットを作成して配布



オンラインを利用して、近隣に住む高齢者の見守りや交流・つながりづくりを実施



申請の流れ

(まずは、区政推進課地域力推進担当へご相談ください)



①補助金申請

申請書類は、戸塚区ウェブサイトにも掲出しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/ibasyo/ibasyohojo.html

②審査

③補助金交付決定

④事業の実施

⑤実績報告書の提出

⑥補助金の交付



★戸塚区のホームページで、いくつかの区内にある居場所を紹介しています。

https://www.city.yokohama.lg.jp/totsuka/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/ibasyo/tiikinoibasyo.html



※補助金の交付は、原則事業終了後になります。
なお、事業完了前に補助金を交付しなければ事業が実施できない場合はご相談ください。



空き家を活用した地域の居場所
地域交流拠点にこここハウス
(平戸平和台地区)